

## 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

再審は、無辜が救済される最後の砦です。罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受ける、冤罪。それは人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪は、あつてはならないと誰しも認めることでありながら後を絶ちません。

2010年、足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年東住吉事件に至るまで、無期懲役という重罰事件の再審無罪の判決が続きました。また、2014年には、袴田事件・袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事がありました。

しかし、これらの事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、常に検察による甚大な妨害が立ちはだかつていました。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。

通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし、再審における証拠開示には何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられています。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申し立て（上訴）が許されていることです。大崎事件の原口アヤ子さん（93歳）は、一、二審で再審開始決定が下されながら検察の即時抗告、特別抗告により審理がひきのぼされ、その上最高裁では特別抗告を棄却したにも関わらず職権で再審開始を取り消しました。まさに高齢の原口アヤ子さんに対する「死刑宣告」です。

このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が無辜の救済のための焦眉の課題です。

無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、今こそ次の点について「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を行うことを要請します。

- 一、再審における検察手持ち証拠の全面開示
- 二、再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）の禁止

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月17日

東金市議会議長 小倉治夫

内閣総理大臣 菅義偉 様  
法務大臣 上川陽子 様